

### 審議会等の会議の記録

会議の名称	令和7年度 第3回成年後見制度利用促進協議会
開催日時	令和8年3月12日(木) 午後2時00分～午後2時45分
開催場所	社会福祉会館 4階 第一会議室
出席者氏名	(委員) 堀川会長、細井副会長、山本委員、岡田委員、茂木委員、徳江委員 (事務局) 【高齢政策課】 星野係長、小暮主査 【地域包括支援センター】 瀧澤所長補佐、高橋主査 【障害福祉課】 澁谷主査、鈴木主任 【伊勢崎市社会福祉協議会】 佐藤係長、田島相談員
傍聴人数	0人(公開)
会議の議題	1 開会 2 協議事項 (1) 令和7年度の実績報告について (2) 成年後見制度利用促進事業調査アンケートについて (3) 市民後見人養成講座について 3 その他 4 閉会
会議資料の内容	1 次第 2 委員名簿 3 R7年度成年後見制度利用促進事業実績(R7年4月～R8年2月分)(資料1) 4 R7年度成年後見制度利用促進事業調査アンケート(資料2) 5 R8年度における市民後見人養成事業の実施について(資料3)

会議における  
議事の経過  
及び発言の要旨

1 開会

2 協議事項

(1) 令和7年度の実績報告について

- ・ R7年度成年後見制度利用促進事業実績（R7年4月～R8年2月分）（資料1）を用いて、相談件数等について報告し、意見を徴取した。

【委員の意見】

- ・実績（資料1）の相談経路で、親族や知人からの相談の他に、支援者（福祉関係者）からの相談が一定数あることが伺える。当該センターのような社会資源があっても、相談に繋がらなければ意味がないので、今後も支援者向け研修会などを続けていってほしい。特に、福祉施設の職員は、入所者にとって家族のようなものなので、ここから声があがるということが重要だと思う。

【委員の意見】

- ・相談内容の「7. 制度利用の必要性に関する相談」が激増している。単に、成年後見制度の利用を安易に考えていく者が増えるということは、歓迎できないが、相談を通じて成年後見制度の利用是非を検討するきっかけとなり、必要な人に必要な支援が届くよう、制度の必要性について検討することが（当該相談窓口で）できる糸口になれば良いと思う。

【委員の質問】

- ・相談経路の「4. 行政」は、具体的にどこからの相談を指すのか。

【事務局回答】

- ・伊勢崎市役所からの相談を計上しているが、他県（他の自治体）からの相談も増えている。具体的には、行政が直営で中核機関を運営している場合は「4. 行政」に、社協が中核機関を受託している場合は「12. その他」に計上している。

(2) 成年後見制度利用促進事業調査アンケートについて

- ・ R7年度成年後見制度利用促進事業調査アンケート（資料2）を活用し、ニーズ調査を実施。現在、聞き取り調査を中心に34件の回答を得ている。調査先は、高齢者相談センターや病院等で、調査結果の詳細は、来年度の協議会で報告することを説明した。

(3) 市民後見人養成講座について

- ・本市内において市民後見人養成講座について、市民の関心が高くなっていることから、令和8年度より群馬県主催で実施される「市民後見人養成事業（資料3参照）」に参画する予定であることを報告。養成修了者の処遇やフォローアップが課題となるため、養成修了者については、社協の

日常生活自立支援事業（日自）の生活支援員として登録し、活躍してもらうことを検討していることを説明した。

**【委員の質問】**

- ・当該養成事業について、昨年、群馬県より各自治体に活用希望調査があり、この時点で伊勢崎市については活用希望がないように見受けられる。この趣旨について教えてほしい。

**【事務局回答】**

- ・昨年の希望調査の時点では、当該養成事業への参画については、協議に至っていなかった。その後、圏域別情報交換会（県、県社協主催）にて、当該養成事業について詳しい説明があったため、本市でも参画について協議した。来年度、改めて活用希望調査があると聞いているため、その際に手を挙げたと思っている。

**【委員の意見】**

- ・当該養成事業について、受講者の教材等の受講費用は、自己負担なし（県で予算を組んでいる）と聞いている一方で、養成修了者のOJT（職場内訓練）が重要にも関わらず、そういった受け入れ先（社協や法人）に対する助成制度が整備されていないことに懸念がある。ボランティア（無償）の精神だけでは自己研鑽に繋がらず、また、受け入れ先がOJTの費用を（受け入れ先の負担で）確保することは簡単にクリアできる問題ではないと思われる。

**【委員の意見】**

- ・市民後見人の養成にあたり、最大のボトルネック（停滞させる要因）となっているのが、家庭裁判所で市民後見人が選任されることのハードルが高いということである。それ故に、市民後見人養成事業の狙いのひとつが、“市民後見人講座修了者が市民後見人に家庭裁判所に選任してもらえるようにする”となっており、選任されることに重きを置いておいており、身も蓋もないような内容になっていると思える。それはそれとして、選任してもらえるような養成修了者を育てることを目指すのであれば、実際の修了者に必要なOJTの場を確保することが重要であり、サポート機能への何らかの助成制度を予算化する必要があると思う。

**【委員の意見】**

- ・社協の現状として、日自の生活支援員については、長年行っている事業のため高齢化が進んでいる。また、任期の交代時期のため、来年度に向けて募集をしたところ、2名の応募があり、4月から登録予定となっている。人材が不足しているという面もあるため、養成修了者の中から、日自の生活支援員として登録してもらえるのは社協としてもありがたい面もある。反対に、現在、日自の生活支援員として登録している人の中でも、当該養成事業を受けてみたいと思う方もいるかもしれない。なお、法人後見について

は、令和8年度中には、伊勢崎市社協としてできるかどうか、他市の状況を確認しながら、検討していきたいと考えている。法人後見を実施するにあたっては、今まで日自で関わっていた利用者の中で、後見制度利用へと移行すべきケースについて、法人後見に移行し、経験を積んでいけば良いと思います。まずは日自の利用者を法人後見へ移行させるなどして経験を積んでいければ良いかと思っている。その点で、人材面、予算面で乏しい社協であるため、予算面等で市（行政）にバックアップしてもらえるとありがたいと思っている。

**【委員の意見】**

- ・ 県社協の第四期活動推進計画（令和8年度から5か年の計画）の中で、県社協として法人後見の実施社協数を増やしていくとの目標値がある。それから、市民後見人養成事業についても、当該計画の中で、まずは令和8年度からモデル的に実施していくとの内容となっている。今後も、市社協と県社協で連携を図りながら、進めていければ良いかと思っている。

**【委員の質問】**

- ・ 資料3の最後のページに「受講者上限は設けない」との記載があるが、希望する人は全員受けることができるのか。

**【事務局回答】**

- ・ 県から聞いている限りの回答となるが、令和8年度については42名分の予算を確保したと聞いている。募集の仕方については、各市町村で定員を設けない形で募集をかけ、その名簿を県へ提出し、最終的に県で振り分けをしていくと聞いている。

**【委員の意見】**

- ・ （NPO法人成年後見センター群馬として）今まで、赤い羽根の助成を受けたり、前橋市のパートナーシップ事業などで養成講座を実施してきた。その後のフォローアップを伊勢崎市にも声掛けしたことがあったが、やっとここまできた（体系化した）という感じがした。養成講座を受ける前は、「市民後見人になりたい」との意識が高いが、今までフォローアップの場が不足していたので、その場で埋もれてしまう人が多かった。

**【委員の意見】**

- ・ 実際に、やってみないとわからない部分が多い。課題がたくさんあるように思えるが、都度、軌道修正していくしかないのではないか。

**【委員の意見】**

- ・ 当該養成事業は、手を挙げなかった（参画しない）市町村の住民は、応募資格がないため、そもそも手を挙げないということ自体が厳しいのではないか。伊勢崎市のような、

ある程度人口の多い自治体が、そのためだけでも手を挙げるということは必要であり、伊勢崎市が参画することに異論はない。

**【委員の意見】**

- ・ 市民後見人の養成にあたり、養成講座修了者が市民後見人として家裁に選任されるようにまで育成するのは、難しく、我々専門職後見人が現場で育成等の役割を担っていかなければやっていかなければならないのではないかと思う。

**【委員の意見】**

- ・ 以前（10年以上前の話だが）、申立てをする際に、市町村のコメントがあつて、NPO法人成年後見センター群馬から、市民後見人が選任された経緯があり、何もないとなかなか難しいように思える。東京大学が実施する市民後見人養成講座を受けていることや、NPO法人に属している個人ということも考慮されたのではないか。

3 その他

- ・ 事務局より次回は、委嘱状交付式及び第一回協議会を、5月頃実施することを伝えた。

4 閉会